

守谷市立郷州小学校 いじめ防止基本方針

■ いじめ防止対策推進法 第2 条（平成 25 年）の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的 又は 物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

1 いじめ防止に関する基本的な方針

子どもの成長期に受けた、心の傷はその後の人生に大きな影響を与える。そのため、子どもたち一人一人に、心と身体の安心・安全な場所が保障されなければならない。家庭においてそれを提供するの「保護者」であり、学校においては「教師」、地域社会においては「地域の人々」である。子どもたちの健やかな心と身体の成長のために、「いじめは絶対に許さない」という共通認識のもと、家庭・学校・地域が密に連携を取り合い、三位一体の協力体制を築いて、いじめの未然防止・早期発見、そしていじめの根絶に向けて取り組んでいく。

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 基本方針

人は、人との関わりの中で生きている。その中で最も大切なのは、「人を敬うこと」「相手を尊重すること」である。成長期の子どもたちは、生まれ育った環境も違えば、生まれ持った気質も違う。「いじめは、絶対に許されないもの」と言葉では理解していても、自分がやっていることが、「いじめ」と気づかなかつたり、「いじめは悪いこと」と知っていながらも、自分の心の闇の部分に相手にぶつけてしまったりして、いじめをすることにより、自分の心の闇を埋めてしまうことがある。そのような成長期の子どもに対して、「いじめはダメ」「許されないもの」の一点張りでは、いじめの抑止に一定の効果はあるものの、根本的な改善・いじめの根絶へは繋がらない。

そこで、本校ではいじめ防止対策については、「予防」「発見」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の7観点から基本的な対策を講じて、いじめの根絶に向けて取り組んでいく。大人は子どもの鏡である。子どもを取り巻く「保護者」「教師」「地域の人々」の大人たちが、子どもを「敬い」「尊重」することでできれば、それが子どもにも映し出され、子ども同士でも自然と「敬い」「尊重」する気持ちが涵養されていく。

(2) いじめに対する基本的な対策

① 組織に関すること

ア 本基本方針の履行に中心的役割を担う「いじめ対策委員会」を設置し、メンバーを校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー及び相談員とする。

イ いじめ対策委員会の主な活動を推進する。

- ・「いじめ実態調査」アンケートの実施
- ・教職員のいじめに関する研修の立案・実施
- ・その他のいじめ防止、早期発見、早期対応、解決、再発防止等についての必要な事項

② 予防に関すること

- ア 教師は、子どもの話を、傾聴の姿勢をもって最後までよく聴く。
- イ 教師は学校生活すべてにおいて、子どもの表情・言動をよく観察し、スクールカウンセラー・相談員・介助員・教職員と積極的に情報を共有していく。
- ウ スクールカウンセラー・相談員・介護補助員・教職員と積極的に情報を共有していく。
- エ 教師は、児童の言動を積極的に記録していき、児童理解の手立てに活用していく。
- オ 学級・学年等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- カ 児童が頑張っていたり、良い行いをしたりした時、教師は必ずフィードバックを行う。
- キ 支援が必要な児童・児童の保護者がいたら、積極的に校内いじめ対策委員会を開催し、迅速にいじめ防止の対策を講じる。
- ク 道徳教育の充実を図り、児童の人間性の涵養に努めると共に、いじめが起きにくい、いじめを許さない学級経営を徹底することで、未然防止に努める。

③ 発見に関すること

- ア 毎月「いじめアンケート」、年2回「生活アンケート」を実施して予防・早期発見に努める。
- イ 教師と児童、教師と保護者、教師と地域の人々とのコミュニケーションの確立を図り、何でも話しやすい環境をつくっていく。
- ウ 教育相談の充実を図る。
- エ いじめと思われる行為を見聞きした時、児童がすぐに、周囲の教師や、保護者、地域の大人に相談するよう指導を徹底すると共に、情報提供をした児童を徹底的に守り通す。

④ 対応に関すること

- ア いじめが予見または認知された場合は、いじめ対策委員会を早急に開き、適切な初期対応を行い早期解決、事実確認に努める。
- イ 常に被害者の立場に立った対応を心がける。
- ウ 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

段 階	留 意 点
事 実 把 握	<ul style="list-style-type: none"> ○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
方 針 決 定	<ul style="list-style-type: none"> ○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指 導 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の心情理解 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和 ○被害者と加害者の保護者に事実を伝え、原因と今後の家庭での支援や取り組みを考える。
継 続 支 援	<ul style="list-style-type: none"> ○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

⑤ 相談に関すること

- ア 児童・保護者・地域と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- イ 教育相談活動の充実を図る。
 - ・定期的な二者面談の開催
 - ・アンケート後の気になる児童への積極的な二者面談開催
 - ・チャンス相談の積極的实施
- ウ スクールカウンセラーや教育相談員を効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努め、児童を多角的・多面的に理解していく。
- エ 相談活動を行う時は、担任だけでなく、チーム、複数体制で実施する。
- オ 学校に相談できず問題が深刻化することを防ぐため、児童及び保護者に相談窓口を周知する。
 - ・茨城県いじめ体罰解消サポートセンター、いじめなくそう！ネット目安箱
 - ・精神保健福祉センター ・茨城県教育研修センター ・土浦児童相談所
 - ・教育、子育て電話相談 ・少年相談コーナー ・守谷市児童福祉課
 - ・守谷市教育支援センター ・守谷市教育相談室「ラポールルーム」

⑥ 連携に関すること

- ア 教師は、児童の良い発言・行動があった時には、積極的に連絡帳・電話・学級通信等で家庭に伝える。
- イ 教師は、保護者に連絡・相談・報告等をする時は、連絡帳より電話、電話より直接、保護者と会うように心がける。
- ウ 学校のホームページ、学校便り、学年便り、学級通信等を通じた適切な情報提供に努める。
- エ 教師や児童が、地域行事に積極的に参加することにより、地域住民との連携を深める。
- オ 民生委員・児童委員と学校との話し合いの場を設け、積極的に情報を共有していく。
- カ 児童相談所や警察等の外部機関との連携を強化していく。

⑦ 啓発について

- ア 教師は、授業参観又は学校開放日のどちらかの日に「道徳」の授業を行い、児童・保護者の道徳意識、道徳的実践能力の向上を図る。
- イ 校内いじめ防止フォーラム（人権集会）を開き、児童の人権意識の高揚をはかる。
- ウ **Moriya** きらめきフォーラムに参加し、市内人権意識の高揚に努め、全校児童に周知徹底を図る。
- エ いじめに関する事例検討会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- オ 教師は、日頃より児童を呼ぶときに敬称「さん」づけで呼名し、児童を大切な一人の人間として尊重する。
- カ ネットモラル教育を充実させ、インターネット（SNS）を通して行われるいじめに対する研修を教職員、保護者、児童を対象として行う。

3 重大事案への対応について

■いじめ防止対策推進法第28条 第1項 【重大事態】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

※ 児童生徒が自殺を企図した場合等

イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

※ 年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手)

※ 「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり、被害児童が欠席を余儀なくすることになったり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) 疑いがあった場合も含め、事実を把握した場合は、迅速に守谷市教育委員会に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支援をきたす場合は、被害児童の今後について守谷市教育委員会と協議する。
- (3) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障をきたす場合は、加害児童の今後について守谷市教育委員会と協議する。
- (4) 学校が調査主体の場合
 - ① 調査について、教育委員会からの指導助言、人的支援を受ける。
 - ② 調査結果の情報提供についても内容・方法・時期につき指導助言を受け対応する。

4 いじめの解消

いじめが安易に謝罪をもって解消とすることはしない。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット）を通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- (3) 「解消している状態」に至った場合
いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察し、適時指導を継続する。